**令和３年７月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検  結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定自立生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労定着支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。 | 法第43条  平18厚令171  第3条第1項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。 | 平18厚令171  第3条第2項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平18厚令171  第3条第3項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類  体制の整備をしていることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っているか。 | 平18厚令171  第206条の13 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 第２　人員に関する基準  １　指定自立生活援助事業所の従業者の員数  （１）地域生活支援員 | 指定自立生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。  ①　地域生活支援員の数は、指定自立生活援助事業所ごとに、1以上となっているか。  ②　①に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1となっているか。 | 法第43条第1項  平18厚令171  第206条の14第1項第1号平18厚令171  第206条の14第2項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 利用者数  　　　　　　人  地域生活支援員  　　　　　　人 | 適  否  該当なし |
| （２）サービス管理責任者 | 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が30以下　1以上  イ　利用者の数が31以上　1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 平18厚令171  第206条の14第1項第2号 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | サービス管理責任者  　　　　　　人  ◆勤務形態  常勤・非常勤  届出から変更あるか  実務経験の有無  　　　　有・無  研修受講の有無  　　　　有・無 | 適  否  該当なし |
| （３）利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。 | 平18厚令171  第206条の14第3項 | 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
| （４）職務の専従 | 指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  ◎解釈通知第１４の１  （１）地域生活支援員（基準第206 条の14 第１項第１号）  基準第206 条の14 第１項第１号は、指定自立生活援助事業者が、事業所ごとに必ず１人以上の地域生活支援員を置くことを定めたものである。  指定自立生活援助事業所における地域生活支援員については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、地域生活支援員としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。  なお、当該地域生活支援員の配置は、利用者の数が25 人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が25 人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。  （２）サービス管理責任者（基準第206 条の14 第１項第２号）  指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。  （３）サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務について（基準第206 条の14 第４項）  指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。  （４）他の事業所との兼務について（基準第206 条の14 第４項）  指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。この場合においては、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとする。  なお、利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか、併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、サービス提供に支障がない場合として認めるものとする。 | 平18厚令171  第206条の14第4項 | 従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） |  | 適  否  該当なし |
| ２　管理者 | 指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし、指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）  ◎解釈通知第１４の１  （５）準用（第206 条の15）  基準第51 条については、指定自立生活援助に準用されるものであることから、第四の１の（７）の①を参照されたい。  ◎解釈通知第４の１  (7)管理者（基準第51条）  ①管理者の専従  指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。  ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合  ②管理者の資格要件  指定療養介護事業所は病院であることから、指定療養介護事業所の管理者は医師でなければならない。 | 平18厚令171  第206条の15  準用（第51条） | 管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 氏名：  兼務内容 | 適  否  該当なし |
| 第３　設備に関する基準  設備及び備品等 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。  ◎解釈通知第４の１  指定就労定着支援の場合と同趣旨であるため、第十三の２を参照されたい。  ◎解釈通知第１３の2  （１）事務室  指定就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。  なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定就労定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。  （２）受付等のスペースの確保  事務室又は指定就労定着支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。  （３）設備及び備品等  指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定就労定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。  なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。 | 平18厚令171  第206条の16  準用（第206条の5） | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 | 指定内容と変更ないか | 適  否  該当なし |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明及び同意 | （１）指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第206条の20  準用（第9条第1項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印） | 最新の重要事項説明書の確認  実際使用されている物について確認  内容が運営規定と整合しているか | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第9条  第2項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印）  その他利用者に交付した書面 | 契約書  有・無 | 適  否  該当なし |
| ２　契約支給量の報告等 | （１）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するときは、当該指定自立生活援助の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第10条  第1項) | 受給者証の写し | 記載後の受給者証の写し又は記載したことを口頭確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第10条  第2項) | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第10条  第3項) | 契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定自立生活援助事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第10条  第4項) | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
| ３　提供拒否の禁止 | 指定自立生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第11条） | 適宜必要と認める資料 | 提供拒否事例の有無  有・無  有の場合、理由確認  サービス提供困難時の対応も確認 | 適  否  該当なし |
| ４　連絡調整に対する協力 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第12条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第13条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ６　受給資格の確認 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第14条） | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
| ７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | （１）指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第15条  第1項） | 適宜必要と認める資料 | 支給決定を受けていない者からの申込事例あるか  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第15条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ８　心身の状況等の把握 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第16条） | アセスメント記録  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第17条第1項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第17条  第2項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 10　身分を証する書類の携行 | 指定自立生活援助事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第18条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 11　サービスの提供の記録 | （１）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度、記録しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第19条  第1項） | サービス提供の記録 | 個人記録確認（報酬請求と合致） | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第19条  第2項） | サービス提供の記録 | 提供記録の利用者確認印等 | 適  否  該当なし |
| 12　指定自立生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定自立生活援助事業者が、指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第20条  第1項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。  （ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。） | 平18厚令171  第206条の20  準用（第20条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | （１）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第21条  第1項） | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第21条  第2項） | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、（１）及び（２)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第21条  第3項） | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定自立生活援助事業者は、（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第21条  第4項） | 領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定自立生活援助事業者は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第21条  第5項） | 重要事項説明書 |  | 適  否  該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理 | 指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第22条) | 適宜必要と認める資料 | 上限額管理事業所となっている事例  　　　　件 | 適  否  該当なし |
| 15　訓練等給付費の額に係る通知等 | （１）指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第23条第1項） | 通知の写し | 該当の有無  有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第23条第2項） | サービス提供証明書の写し |  | 適  否  該当なし |
| 16　指定自立生活援助の取扱方針 | （１）指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第57条  第1項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第57条  第2項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ◎解釈通知第１４の３  （２）指定自立生活援助の取扱方針（基準第57 条）  ①　指定自立生活援助は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。  ②　提供された指定自立生活援助については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、その改善を図らなければならないものである。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第57条  第3項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 17　自立生活援助計画の作成等 | （１）指定自立生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画（自立生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第1項) | 個別支援計画  サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | 結果有無、内容確認  事前調書転記  　　人/　　人  （未作成減算あり） | 適  否  該当なし |
|  | （２）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 平18厚令171  第206条の12  準用（第58条  第2項) | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | 提供サービス以外の位置付けの状況 | 適  否  該当なし |
|  | （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第3項) | アセスメントを実施したことが分かる記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。  この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第4項) | 個別支援計画の原案  他サービスとの連携状況が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。  （６）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第5項)  平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第6項) | サービス担当者会議の記録  個別支援計画（利用者または家族の署名捺印） |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該自立生活援助計画を利用者に交付しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第7項) | 利用者に交付した記録  個別支援計画（利用者または家族の署名捺印） |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第8項) | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  ①　定期的に利用者に面接すること。  ②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第9項) | モニタリング記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （10）自立生活援助計画に変更のあった場合、（2）から(7)に準じて取り扱っているか。  ◎解釈通知第４の３  (7)療養介護計画の作成等（基準第58条）  （７）療養介護計画の作成等（基準第58 条）  ①　療養介護計画  基準第58 条においては、サービス管理責任者が作成すべき療養介護計画について規定している。  療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。  また、療養介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。  ②　サービス管理責任者の役割  サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。  ア　利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めること  イ　当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること  ウ　利用者へ当該療養介護計画を交付すること  エ　当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと | 平18厚令171  第206条の20  準用（第58条  第10項) | (2)から(7)に掲げる確認資料 |  | 適  否  該当なし |
| 18　サービス管理責任者の責務 | サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  ①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。  ③　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第206  条の6） | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  サービス提供の記録  他の従業者に指導及び助言した記録 | 代表者  法令遵守責任者 | 適  否  該当なし |
| 19　実施主体 | 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)となっているか。  ◎解釈通知第１４の３  （１）実施主体（基準第206条の17）  指定自立生活援助は、障害者支援施設、共同生活援助を行う住居若しくは精神科病院等から退院、退所等して自立した生活を営む者又は居宅において単身等であって自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者に対して、一定の期間の中で自立した地域生活を継続していけるよう、理解力や生活力を補う観点から必要な支援を行うものであることから、当該利用者の状況を知悉する者による支援により、適切かつ効果的な指定自立生活援助が行われるよう、指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であることを要件としたものである。 | 平18厚令171  第206条の17 | 適宜必要と認める資料 | 他のサービスの種別 | 適  否  該当なし |
| 20　相談及び援助 | 指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第60条) | 適宜必要と認める資料 |  |  |
| 21　定期的な訪問による支援 | 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第１４の３  （３）定期的な訪問による支援（基準第206 条の18）  ①　指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行えるよう、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。  また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、おおむね週１回以上、当該利用者の居宅を訪問し、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。  ②　指定自立生活援助事業者は、定期的な居宅への訪問により把握した利用者の状況等をもとに、当該利用者に必要な相談等の支援及び環境調整を行うべき旨を規定したものである。具体的には、利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関、地域住民等との連絡調整を行うものとする。  なお、利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等）を具体的に記録するものとする。 | 平18厚令171  第206条の18 | 適宜必要と認める資料 | 各利用者毎に訪問回数を確認  行った援助の内容を確認 | 適  否  該当なし |
| 22　随時の通報による支援等 | （１）指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の19第1項 | 適宜必要と認める資料 | 通報の有無  　　有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。 | 平18厚令171  第206条の19第2項 | 適宜必要と認める資料 | 有の場合、行った援助を確認 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。  ◎解釈通知第１４の３  （４）随時の通報による支援等（基準第206 条の19）  ①　基準第206 条の19 第１項及び第２項は、利用者からの相談又は要請があった場合には、速やかに電話による対応又は利用者の居宅への訪問等により状況把握を行った上で、当該利用者に必要な情報の提供や助言、相談、当該利用者の家族や当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整を行うなどの必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。  なお、利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等）を具体的に記録するものとする。  ②　同条第３項は、利用者の状況に応じて、指定自立生活援助事業所が、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第206条の19第3項 | 適宜必要と認める資料 | 常時の連絡体制があるか | 適  否  該当なし |
| 23　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ◎解釈通知痔第３の３  （18）支給決定障害者等に関する市町村への通知（基準第29条）  法第８条第１項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第29条) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 24　管理者の責務 | （１）指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定就労移行支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第66条  第1項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業所の管理者は、当該自立生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第15章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （15）管理者の責務（基準第66条）  指定療養介護事業所の管理者の責務として、指定療養介護事業所の従業者の管理及び指定療養介護事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定療養介護事業所の従業者に基準第三章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第66条  第2項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 25　運営規程 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧　その他運営に関する重要事項  ◎解釈通知第１３の３  （５）運営規程（基準第206 条の10）  指定就労定着支援事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定就労定着支援の提供を確保するため、基準第206条の10第１号から第８号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定就労定着支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ①　通常の事業の実施地域（第５号）  通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。  ②　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第６号）  指定就労定着支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。  ③　虐待の防止のための措置に関する事項(第７号)  虐待の防止のための措置については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23 年法律第79 号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定就労定着支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。  具体的には、  ア　虐待の防止に関する責任者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)  等を指すものであること。  ④　その他運営に関する重要事項（第８号）  障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29 年7月7日付け障障発0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第206条の10) | 運営規程 | 変更がある場合変更届が出ているか  (人員のみなら４/１） | 適  否  該当なし |
| 26　勤務体制の確保等 | （１）指定自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、指定自立生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第33条  第1項) | 従業者の勤務表 | 実際に使用している勤務表を確認 |  |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第33条  第2項) | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第33条  第3項) | 研修計画、研修実施記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定自立生活援助事業者は、適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３（２２）  ④　同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ　指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第33条  第4項) | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 27　業務継続計画の策定等 | （１）指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第33条の2  第1項)  平18厚令171  第206条の20  準用(第33条の2  第2項) | 業務継続計画  研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（２３）  ①　基準第33条の２は、指定居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33 条の２に基づき指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。  　②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ　災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ　他施設及び地域との連携 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第33条の2  第3項) | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 28　衛生管理等 | （１）指定自立生活援助事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第34条  第1項) | 衛生管理に関する書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第34条  第2項) | 衛生管理に関する書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定自立生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定自立生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ◎解釈通知第３の３（２４）  　①　基準第34 条第１項及び第２項は、指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。  特に、指定居宅介護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。  ②　同条第３項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第４条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。  ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など指定居宅介護事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  当該指定居宅介護事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、指定居宅介護事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定居宅介護事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定居宅介護事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定居宅介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。  また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第34条  第3項) | 委員会議事録  感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 29　掲示 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定自立生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  ◎解釈通知第３の３（２５）  ①　基準第35条第１項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第35条第1項・第2項) | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 |  | 適  否  該当なし |
| 30　秘密保持等 | （１）指定自立生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第36条第1項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | H25.7.19ＷＡＭ参照 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第36条第2項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ◎解釈通知第３の３（２７）  ①　基準第36 条第１項は、指定居宅介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。  ②　同条第２項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。  ③　同条第３項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第36条第3項） | 個人情報同意書 |  | 適  否  該当なし |
| 31　情報の提供等 | （１）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第37条第1項） | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第37条第2項） | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | 適  否  該当なし |
| 32　利益供与等の禁止 | （１）指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第38条第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ◎解釈通知第３の３（２８）  （28）利益供与等の禁止（基準第38 条）  ①　基準第38 条第１項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。  ②　同条第２項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第38条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 33　苦情解決 | （１）指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第39条第1項） | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第39条第2項） | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第39条第3項） | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 記録確認  苦情なしの場合掲示しているか | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第39条第4項） | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第39条第5項） | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定自立生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第39条第6項） | 都道府県等への報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  ◎解釈通知第３の３（２９）  （26）苦情解決（基準第39 条）  ①　基準第39 条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。  ②　同条第２項は、苦情に対し指定居宅介護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定居宅介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。  また、指定居宅介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  ③　同条第３項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。  ④　同条第７項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第39条  第7項） | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 |  | 適  否  該当なし |
| 34　事故発生時の対応 | （１）指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第40条  第1項） | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第40条  第2項） | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ◎解釈通知第３の３（２７）  利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  このほか、次の点に留意するものとする。  ①　利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。  また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②　指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  ③　指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第40条第3項） | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 保険請求例あれば自己記録あるべきで分析も必要 | 適  否  該当なし |
| 35　虐待の防止 | 指定自立生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定自立生活援助事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  ◎解釈通知第３の３(31)  ①　同条第１号の虐待防止委員会の役割は、  ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。  ②　指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。  なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第40条の2） | 委員会議事録  研修を実施したことが分かる書類  担当者を配置していることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 36　会計の区分 | 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用（第41条) | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
| 37　記録の整備 | （１）指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第206条の11第1項) | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から５年間保存しているか。  ①　サービスの提供の記録  ②　自立生活援助計画  ③　支給決定障害者等に関する市町村への通知に係る記録  ④　苦情の内容等の記録  ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ◎解釈通知第１３の３(６)  指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第206条の11第２項により、指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該就労定着支援を提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないとしたものである。  また、就労定着支援事業者は、利用者の他の支援機関の利用状況を把握した場合や、他の支援機関と情報共有した場合は、これらの利用状況や連携状況をケース記録等に整備することが必要である。  ①　指定就労定着支援に関する記録  ア　基準第206条の12において準用する基準第19条第１項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項  イ　基準第206条の12において読み替えて準用する基準第58条第１項に規定する就労定着支援計画  ウ　基準第206条の12において準用する基準第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録  エ　基準第76 条において準用する基準第40条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ②　基準第206条の12 において準用する基準第29条に規定する市町村への通知に係る記録 | 平18厚令171  第206条の20  準用(第206条の11第2項) | 左記①から⑤までの書類 |  | 適  否  該当なし |
| 38　電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令171  第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令171  第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　変更の届出等 | （１）指定自立生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該自立生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項  施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第2項  施行規則第34  条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項 | （１）指定自立生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14の3により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該指定自立生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立生活援助に要した費用の額となっているか。） | 法第29条第3項  平18厚告523  の一  平18厚告539  法第29条第3項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により、指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　自立生活援助サービス費 | （１）自立生活援助サービス費（Ⅰ）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの又は指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の1の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 支給決定の有無確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）自立生活援助サービス費（Ⅱ）については、(1)に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の1の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 支給決定の有無確認 | 適  否  該当なし |
|  | （３）自立生活援助サービス費（Ⅰ）の(1)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。以下(4)から (6)までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の1の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 利用者数  　　　　人  　　÷  地域生活支援員数  　　　　人 | 適  否  該当なし |
|  | （４）自立生活援助サービス費（Ⅰ）の(2)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の1の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 利用者数  　　　　人  　　÷  地域生活支援員数  　　　　人 | 適  否  該当なし |
|  | （５）自立生活援助サービス費（Ⅱ）の(1)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の1の注5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 利用者数  　　　　人  　　÷  地域生活支援員数  　　　　人 | 適  否  該当なし |
|  | （６）自立生活援助サービス費（Ⅱ）の(2)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の1の注6 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 利用者数  　　　　人  　　÷  地域生活支援員数  　　　　人 | 適  否  該当なし |
|  | （７）自立生活援助サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の九の三の表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合  ②　指定自立生活援助の提供に当たって、自立生活援助計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70  イ　作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50  ③　指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する厚生労働省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合  100分の95 | 平18厚告523別表第14の3の1の注7  平18厚告523別表第14の3の1の注7(1)平18厚告550  の九の三  平18厚告523別表第14の3の1の注7(2)  平18厚告523別表第14の3の1の注7(3) |  |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1月につき230単位を所定単位数に加算しているか。  （９）指定自立生活援助事業者が、地域生活支援員による第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1月に2日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合に自立生活援助サービス費を算定していないか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ①　自立生活援助サービス費について  (一)　自立生活援助サービス費の対象者について  ア　自立生活援助サービス費(Ⅰ)については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから１年以内（退所等した日から１年を経過した日の属する月まで）の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をすることになった障害者であって、単身生活を開始した日から１年以内の期間について、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。  (二)　自立生活援助サービス費の算定について  ア　自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項に掲げる地域生活支援員１人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。  なお、地域生活支援員が、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定による定期的な訪問による支援を１月に２日以上行わなかった場合は、算定しないものとする。  イ　自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人(二) 自立生活援助サービス費の算定について  ア　自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項に掲げる地域生活支援員１人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。  なお、地域生活支援員が、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定による定期的な訪問による支援を１月に２日以上行わなかった場合は、算定しないものとする。  イ　自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は0.5人とみなして算定するものとする。  (例)　利用者数が30人の指定自立生活援助事業所において、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員１人と専従の地域生活支援員１人が、障害者支援施設を退所してから１年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合  →　30人÷（0.5＋１）＝20  利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満のため、自立生活援助サービス費(Ⅰ)の(1)を算定 | 平18厚告523別表第14の3の1の注8  平18厚告523別表第14の3の1の注9 | 適宜必要と認める報酬関係資料  適宜必要と認める報酬関係資料 | １日に２日以上利用者居宅を訪問しているか | 適  否  該当なし |
| ３　福祉専門職員配置等加算 | （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の2の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算届出  有(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・無  常勤従業者数  　　　　人 | 適  否  該当なし |
|  | （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 | 平18厚告523別表第14の3の2の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | (Ⅰ・Ⅱ)の場合  社会福祉士、  介護福祉士又は精神保健福祉士等である従業者数  　　　　　人 | 適  否  該当なし |
|  | （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。  ①　地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 平18厚告523別表第14の3の2の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | (Ⅲ)の場合  従業者数  　　　　　人  常勤職員数  　　　　　人  （　　　％）  ３年以上の従業者  （　　　％） | 適  否  該当なし |
| ４　ピアサポート体制加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第三十九号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ④　ピアサポート体制加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の３のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われている場合に算定することができる。  ア　障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この④において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者  イ　管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者  なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。  (一)　算定に当たっての留意事項  ア　研修の要件  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙１地域生活支援事業実施要綱別記１－17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。  なお、令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。  (ア)　都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了し  た障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。  (イ)　④のイに規定する者の配置がない場合も算定できる  ものとする。  この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。  また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  イ　障害者等の確認方法  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。  (ア)　身体障害者  身体障害者手帳  (イ)　知的障害者  ①　療育手帳  ②　療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。  (ウ)　精神障害者  以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。  ①　精神障害者保健福祉手帳  ②　精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）  ③　精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類  ④　自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）  ⑤　医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等  (エ)　難病等対象者  医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等  (オ)　その他都道府県が認める書類又は確認方法  (二)　手続  当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。  なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。  ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。 | 平18厚告523別表第14の3の3の注  平18厚告543 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 5　初回加算 | 指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ⑤　初回加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の４の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。  ただし、当該利用者が過去３月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。 | 平18厚告523別表第14の3の4の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例有無  有・無  有の場合、過去３カ月に利用がないことを確認 | 適  否  該当なし |
| 6　同行支援加算 | 指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ⑥　同行支援加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の５の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。 | 平18厚告523別表第14の3の5の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例有無  有・無  有の場合、同行の記録を確認 | 適  否  該当なし |
| ７　緊急時支援加算 | （１）緊急時支援加算（Ⅰ）については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の6の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）緊急時支援加算（Ⅰ）が算定されている指定自立生活援助事業所が、平成18年厚生労働省告示第551号に規定する「厚生労働大臣が定める施設基準」第十五号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | 平18厚告523別表第14の3の6の注2  平18厚告551 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）緊急時支援加算（Ⅱ）については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は加算していないか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ⑦　緊急時支援加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の６の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせておくこと。  (一)　報酬告示第14の３の６のイの緊急時支援加算(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下、この⑦の(二)において同じ。）に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。  (二)　報酬告示第14の３の６のロの緊急時支援加算(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。  ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。  (三)　緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。  (四)　一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。  また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。  (五)　一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。  (六)　市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 | 平18厚告523別表第14の3の6の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ８　利用者負担上限額管理加算 | 指定自立生活援助事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ⑧　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の７の利用者負担上限額管理加算については、２の(１)の⑲の規定を準用する。  ⑲　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて  報酬告示第１の３の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | 平18厚告523別表第14の3の7の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例有無  有・無  有の場合、管理事務所のみのサービス利用の場合に算定していないか | 適  否  該当なし |
| ９　日常生活情報提供加算 | 指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ⑨　日常生活支援情報提供加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の８の日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。  「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第８条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第４条の２の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。  「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。  情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 平18厚告523別表第14の3の8の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  |  |
| 10　居住支援連携体制加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第三十九の二号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1つきに1回以上、利用者の居住の確保及び居住に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ⑩　居住支援連携体制加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の９の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。  「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、  具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。  「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。  情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。  当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 | 平18厚告523別表第14の3の9の注  平18厚告543 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 11　地域居住支援体制強化推進加算 | 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の３の（７）  ⑪　地域居住支援体制強化推進加算について  報酬告示第14の３の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。  説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。  当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 平18厚告523別表第14の3の10の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |